

申請書類の記入・提出にあたって

別紙申請書類に必要事項を記入のうえ、以下の点に注意し、教育委員会へ提出してください。

※所得等の申告をしていない場合は審査をすることができません。必ず、申告を行ってください。

なお、収入の無い方、無所得無収入の方等も申告の必要があります。

※書類に不備等があった場合は審査ができませんので保留となります。保留になると、認定開始月の遅れや支給金額の減額などの不利益が生じますので、必ず書類を確認の上、提出してください。

◆提出書類

①-1、①-2、①-3、①-4

※ その他、必要に応じて書類を提出してもらう場合があります。

①-1 「就学援助費支給申請書(兼同意書・口座振替依頼書)」(表面)

- ・ 住民票の有無に関わらず同じ家屋に同居している人全員の氏名を記入してください。
また、同じ家屋に同居していない場合でも、**単身赴任など生計を一にしている場合も記入**してください。

※ 学年は、令和8年4月1日現在のものを記入してください。

「就学援助費 口座振替依頼書」(裏面)

- ・ 就学援助費(学校給食費・生徒会費及びPTA会費を除く)の支給は銀行振込となるため、認定になった場合に振り込みする口座をご記入ください。振込先の口座名義は、申請者(保護者)の口座を記載願います。

①-2 申請者及び世帯全員の個人番号が確認できる書類

【例】

- ・ マイナンバーカード
- ・ 通知カード
- ・ 個人番号が記載された住民票の写し

①-3 来庁者の本人確認書類

【例】

- (1点で良いもの) ※公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書
- ・ マイナンバーカード
- ・ 運転免許証
- ・ パスポート

- (2点必要なもの)
- ・ 各種医療費受給者証
- ・ 年金手帳
- ・ 児童扶養手当証書

など

①-4 収入確認書類

- ・ 申請書に記載した世帯員で、令和7年1月1日～令和7年12月31日までに収入があった方全員の収入を証明する書類を添付してください。

・ **遺族年金、障がい年金を受給している方**→「年金振込通知書」等の写し

※毎年6月に送付されている通知書は、6月から翌年4月まで支払われる金額をお知らせする通知書のため、2年分の通知書の写しの提出が必要になります。また、途中で年金支払額に変更があった場合は、変更額が記載された通知書の写しもあわせて提出願います。

※「年金振込通知書」の代わりに、振込年月日、振込者、振込金額が確認できる通帳の写しでも構いません。

・ **失業保険等を受給している方**→「雇用保険受給資格者証」の写し

・ **慰謝料、養育費を受け取っている方**→振込口座の該当部分の写し(振込年月日、振込者、振込金額がわかるもの)

※現金で受領している場合など、振込口座の写しを提出できない場合は、受領している金額を任意の用紙に記載し、署名・押印のうえ提出してください。

など

◆その他

【申請について】

- ・ 児童・生徒が2名以上の在学・入学の場合でも、申請書は1部の提出で構いません。
- ・ 申請書を提出し、認定となった場合は、申請した月から就学援助（準要保護）の対象となるため、5月に申請書を提出し認定となると、学用品費等の援助も5月分からということになりますので、早めの提出をお勧めします。

【認定について】

- ・ 教育委員会では、提出された申請書の内容を審査の上、認定・否認定を決定し、直接申請者へ通知します。
- ・ 決定時期については、6月中旬に確定する税情報（収入等）と、提出された収入に係る書類の金額を確認してから審査を行うため、審査結果（認定・否認定）の通知は7月になります。（5月に申請された方も同じ時期に通知予定です。）
6月以降に申請された方は随時、審査結果（認定・否認定）を通知します。（目安：申請した翌月中旬頃まで）

※ 就学援助（準要保護）の認定期間は年度（4/1～翌年3/31）ごとであり、継続して就学援助（準要保護）を受けるためには毎年申請が必要となりますのでご注意ください。
（認定世帯には、次年度分の申請書を2月頃送付いたします。）

【問い合わせ先】

〒049-0156

北斗市中野通2丁目13-1（北斗市総合文化センター内）

北斗市教育委員会 学校教育課教育支援係

TEL0138-74-2000